

(別紙)

新技術・新工法 審査基準表

新技術名		【従来技術名】	
審査項目	評価 (A, B, C)	評価の理由	評価の基準
1	品質の向上		新技術の品質（機能性、耐久性）について、従来技術と比較し総合的に優れているかどうか。 A：優れている、B：同等程度である、C：劣っている
2	施工性や安全性の向上		新技術の施工性や安全性について、従来技術と比較し総合的に優れているかどうか。 A：優れている、B：同等程度である、C：劣っている 〔※施工性：現場作業の減少、施工の機械化促進、熟練作業の減少などを評価する。 ※安全性：作業員や重機の転落・転倒事故の危険性の減少、その他危険作業の減少などを評価する。〕
3	施工時の自然環境への影響		新技術を用いて施工する際の周辺の自然環境への影響について、従来技術と比較し減少するかどうか。 A：減少する B：同等程度である、又は従来技術と比べ増加するものの、施工条件によっては利用可能である。 C：増加する
4	コスト削減		新技術のコストについて、従来技術と比較し削減できるかどうか。 A：コストが20%以上削減できる、B：同等程度のコストである（AとCの間）、 C：コストが20%以上増加する
5	実地条件下での適合性		A：新技術は、県内における公共事業で3件以上の施工実績 ^(※1) があり、実地条件下での適合性及び活用効果 ^(※2) が確認できる。 B：新技術は、県内外における公共事業で施工実績 ^(※1) があり、実地条件下での適合性及び活用効果 ^(※2) が確認できる。 C：新技術は、公共事業での施工実績 ^(※1) がなく、実地条件下での適合性が確認できない。 ※1 施工実績は、申請時点で完了している工事を対象とする。 ※2 活用効果は、機能性の向上、耐久性の向上、施工性の向上、安全性の向上、コスト削減、施工時の社会・自然環境への負荷低減のいずれかを満たすこと。
総合 (承認・試験施工・ 不承認の別)		承認	【承認、不承認等の判断基準】 ・審査の結果、各審査項目の評価がA又はBの場合は「承認」とする。ただし、審査項目5の評価がBの場合は「試験施工対象新技術等」とする。 ・審査の結果、いずれかの審査項目が評価Cとなった場合は「不承認」とする。